

飲酒運転は絶対ダメ!!

広島県内の飲酒運転事故【令和6年9月末現在】

死者数

5人

(前年比+3人)



増加

発生件数

44件

(前年比+13件)

飲酒運転は大切な人の未来を奪う重大な犯罪です!!

飲酒運転は、運転した本人だけでなく、運転者にお酒や車を提供した人、飲酒運転車両に同乗した人も同様に厳しく罰せられます。

一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という意思を持って、みんなで飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転の罰則

飲酒運転には重い罰則が科せられます。

酒酔い運転

【罰則】 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

【違反点数】 35点
免許取消 (欠格期間3年)

※行政処分については、前歴および累積点数がない場合です。

※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を取得することができない期間です。

酒気帯び運転

【罰則】 3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

【違反点数】 25点 (呼気中アルコール濃度
0.25mg/ℓ以上)
免許取消 (欠格期間2年)

13点 (呼気中アルコール濃度
0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満)
免許停止 (期間90日)

自転車の酒気帯び運転も罰則の対象! ~令和6年11月1日施行~

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

- 【違反者】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【自転車の提供者】 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 【酒類の提供者・同乗者】 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車も禁止!

